

変更 年度	平成 28
----------	----------

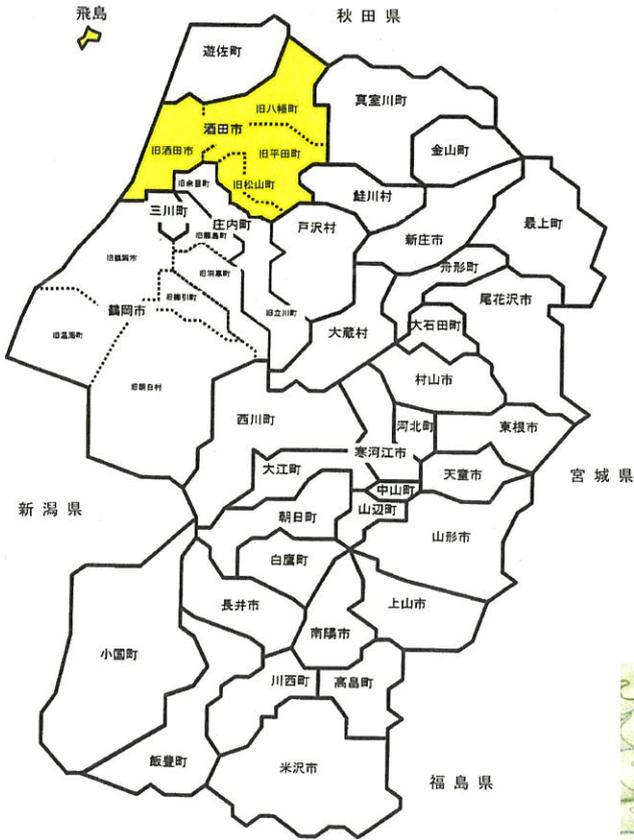
酒田市森林整備計画変更計画書

計画期間
自 平成25年 4月 1日
至 平成35年 3月31日

平成25年 3月 策 定
平成26年 3月 一部変更
平成27年 3月 一部変更
平成29年 3月 一部変更

山 形 県
酒 田 市

酒田市位置図



縮尺：20万分の1



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林整備の方法に関する事項	
第1	立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
2	樹種別の立木の標準伐期齢	6
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	10
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	10
5	その他必要な事項	11
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	12
2	保育の作業種別の標準的な方法	13
3	その他間伐及び保育の基準	14
4	その他必要な事項	14
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	15
2	木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	16
3	その他必要な事項	18
第5	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	作業路網の整備に関する事項	19
2	その他森林の整備のために必要な事項	29
第6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	30
2	森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策	30
3	森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	30
4	その他必要な事項	30

第7	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	31
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	31
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	34
4	その他必要な事項	34
第8	その他森林整備の方法に関し必要な事項	
1	林業に従事する者の育成及び確保に関する事項	35
2	林業施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	36
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	37
4	その他必要事項	38
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	39
2	その他必要な事項	39
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法等	40
2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	41
3	林野火災の予防の方法	41
4	森林病虫害の防除のため火入れを実施する場合の留意事項	41
5	その他必要な事項	42
IV	森林保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	43
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採、その他の施業の方法	43
3	保健機能森林の区域における森林保健施設の整備	43
4	その他必要な事項	43
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	44
2	森林整備を通じた地域振興に関する事項	44
3	森林の総合利用の推進に関する事項	45
4	住民参加による森林の整備に関する事項	46
5	その他必要な事項	46
(附)	参考資料	48

I 伐採、造林、間伐保育その他森林の整備に関する基本的事項

1 森林整備の現状と課題

平成17年11月1日に酒田市、八幡町、松山町及び平田町が合併し、新酒田市が誕生した。本市は、山形県の北西部にあって日本海に面し、東西54.5km、南北48.3kmに広がる。総面積は60,279haであり、北は秀峰島海山の裾野から、南は庄内平野の中央部を臨む。酒田港より北北西39kmの地点にある飛島は、山形県で唯一の離島であり鳥海山とあわせ鳥海国定公園に指定されている。

本市の森林は、砂丘地の飛砂防備、防風機能を有する海岸砂丘地帯と木材生産基盤機能を有する出羽丘陵地帯、国定公園第2種特別区域内で保健的機能を有する離島飛島にあり、その面積は、36,560ha、森林率は60.7%である。

内訳としては、民有林が13,560ha、国有林が23,000haで、民有林が森林総面積の37.1%である。民有林の樹種別面積は、針葉樹が10,256ha、広葉樹が2,319haとその大部分が針葉樹であり、人工林面積も10,135haと高い。人工林の齢級構成では、間伐や保育等の手入れを必要とする40年生以下の若齢林は1,643haで人工林全体の16.2%を、間伐を必要とし、かつ伐期齢を控える41～50年生の林分が3,021haで人工林全体の29.8%を占めている。さらに、伐期齢を迎えた51年生以上の人工林5,471haのうち、保安林657haを除く4,814haは、人工林面積全体の47.5%と半数近くを占めるようになってきたことから、森林の育成・保育・間伐中心の整備から伐採や木材等の資源利活用への転換が必要とされてきている。

東部の出羽丘陵地帯は、スギを主体とする人工林が多くを占めている。しかしながら、依然として林業を取り巻く状況は厳しく、長期にわたる木材価格の低迷に加え、特に昨今の価格の下落により林業生産活動が全般的に停滞し、保育施業への投資意欲が薄れ、間伐・保育等が適切に実施されていない森林が増加している傾向にある。また、林業労働力の減少と高齢化、林業経営費の負担等、従前よりなお厳しい状況の中、今後も森林資源の質的向上と公益的機能の維持増進を推進していく必要があり、林業の作業環境や労働条件が魅力あるものとなるよう、その改善を進めていくことが重要である。

海岸側のクロマツの砂防林は、飛砂を防ぐために造成されてきた歴史的な人工林であり、地域の暮らしや産業の基盤となっている。砂丘地農業における農産物の安定的な生産が農業従事者の安定的な就業に寄与しており、本市の農業及び一般生活を守るうえで重要な役割を果たしている。松くい虫による枯損木被害は、近年縮小傾向にはあるが引き続きその徹底防除に取り組み、地域産業と砂丘地農業の根幹として砂防林の保全に努めていかなければならない。

さらに、経済的機能のみならず、保健休養や文化・教育の場としての森林が求められるなど、森林に対する意識・価値観は多種・多様化し、求められる機能が多くなっている。鳥海山麓の美しい森林、自然景観に恵まれた眺海の森、十二滝や玉簾の滝といった景勝地、タブノキやトビシマカンゾウの群落に恵まれ、日本有数の渡り鳥飛来地である飛島など、豊富な自然環境を有効に活用し、森林浴、森林レクリエーション等の需要に対応するやすらぎと憩いの場の整備を如何に総合的に進めることができるかが求められている。

自然環境の問題としては、地球温暖化対策が取り上げられて久しい。そもそも森林は、林産物や農産物

の安定供給に寄与するとともに、安全な国土の形成、清浄な水や空気の提供、美しい自然景観の保全、さらには山村特有の伝統文化の維持にも貢献している。林業は、健全で活力ある森林を整備するとともに森林資源を循環利用する営みであり、これらを通じて、地球環境の保全と安全で豊かな市民生活の実現を両立させる産業として、その健全な発展に向けた取組が必要である。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備にあたっては、森林が持つ多種多様な機能をより高度に発揮させるために、地域森林計画で定める森林整備の推進方向及び森林整備の現状と課題を踏まえ、各機能の充実と機能間の調節を図り、適切な土地利用を図りながら森林資源の整備を図るものとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の持つ、「水源の涵養^{かん}」、「山地災害の防止」、「生活環境の保全」、「保健文化」、「木材等の生産」の各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しながら、計画の対象とする森林を、特に発揮することが期待されている機能に応じた施業を推進するため、森林整備の現状と課題を踏まえ、重視すべき森林機能に応じ次の5区域に区分し、多様な森林資源の整備を図る。

ア 水源涵養機能^{かん}

樹根及び表土の保全に留意し、森林の旺盛な成長を促進しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、高齢級や複層状態の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることを基本とする。

また、複層状態の森林への誘導する際は、天然力も活用した施業を推進する。

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

山地災害の発生の危険性が高い地域では、重視すべき機能が発揮されるよう保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。

ウ 快適環境形成機能

生活環境の保全及び形成のため遮蔽性を確保する観点から、特に人家、集落、海岸付近に所在し、防風・防潮など気象の緩和、騒音防止などの機能を発揮している森林の構成を維持し、それら森林に求める機能やあり方に応じ、保護及び適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。

エ 保健文化機能（保健・レクリエーション／文化／生物多様性保全）

保健休養のための利用や景観・風致の構成の確保、希少動植物の保全の観点から、特に優れた自然美

を構成する森林、保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な動植物の保護のために必要な森林の構成を維持し、それら森林に求める機能やあり方に応じ、保護及び適切な保育間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。

オ 木材等生産機能

森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生産する観点から、適切な造林、下刈り、除伐、間伐などの保育を推進する。

また、低コスト搬出に不可欠となる施業の集約化や林道等の基盤施設の整備を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、適正な森林施業の実施を図るため、林業者に対して研修会等で知識と施業技術の向上に努める。

また、関係機関の連携を図り、森林施業の共同化、林業担い手の育成、林業機械化の推進、木材生産・流通及び加工の条件整備を計画的かつ総合的に推進する。

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項

第1 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るとともに、本地域における気象、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系、森林資源の賦存状況、木材需給の動向等に配慮し、立木の伐採は次のとおり行うものとする。

(1) 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、人工造林またはぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上実施するものとする。

ア 主伐にあつては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するものとする。

また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとする。

(ア) 択伐による場合は、目標とする林分構造に誘導するよう、適切な伐採率及び伐期による施業を繰り返すものとする。

なお、択伐率については、30%以下（伐採後に植栽を行う必要のある森林は40%以下）を標準とする。

(イ) 皆伐による場合、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮する。

イ 主伐の時期については、高齢級の森林が急増すること等を踏まえ、公益機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図る。

ウ 天然林の伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、的確な更新により裸地状態を早急に解消するため、適地適木を旨とし、郷土樹種や広葉樹も考慮に入れて、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽する。

また、ぼう芽による更新を行う場合には、林齢が高くなるほどぼう芽力が低下することから、伐期は25年程度とし、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うこととする。

エ 皆伐後天然更新を行う場合は、1箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため11月～4月の間に伐採するものとする。

人工林の主伐は多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図りながら、生産目標に応じた林齢で行うものとし、主伐の時期は下表を目安として定めるものとする。

表1

積雪地帯 区分	樹種	地位	標準的な施業体系			主伐時期の 目安(年)
			生産目標	仕立て方法	期待径級(cm)	
少雪 (積雪深 100 cm 未満)	スギ	I	中径材	中仕立て	28	35
			大径材	〃	32	45
		II	中径材	〃	28	55
			大径材	〃	32	75
		III	中径材	〃	22	70
		多雪・豪雪 (積雪深 100～400 cm未満)	スギ	I	中径材	中仕立て
大径材	〃				32	40
II	中径材			〃	28	50
	大径材			〃	32	70
III	中径材			〃	22	65

注) 地位I：40年時の上層木の平均樹高が18.8m以上、地位II：14.1m～18.8m未満、地位III：9.4m～14.1m未満とする。

(2) 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気象、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

ア 主伐にあたっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行う。

(ア) 択伐による場合は、育成複層林施業に誘導することが適正と認められるスギ等の人工林又は、天然林で更新補助作業の導入により天然下種更新が図られる林分において行うものとする。その際は、伐採区域の形状や伐採面積の規模等に配慮するとともに、下層木に十分な光が当たり、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率で実施する。なお、択伐率については、30%以下（伐採後に植栽を行う必要のある森林は40%以下）を標準とする。

(イ) 間伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮する。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。

イ 更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業等の施業を実施することが必要かつ適切な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により施業を行う。

ウ 更新を確保し、成林させるため、植栽を行うことが必要かつ適切な森林については、前記（１）育成単層林施業のうち植栽に係る更新についての留意事項に準じて施業を行う。

(3) 天然生林施業

天然生林施業にあつては、起床、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより、的確な更新及び森林の有する多面的機能の増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

ア 主伐については、前記（２）育成複層林施業の留意事項による。

イ 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のため、必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

2 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は次表のとおりとする。

表2

(単位:年)

地 域	樹 種					
	ス ギ	マ ツ 類	カラマツ	その他 針葉樹	広 葉 樹	
					用 材	その他
本市全域	50	45	40	55	75	30

※ 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

表3

区分	樹種名(針葉樹)	樹種名(広葉樹)	備考
人工造林の対象樹種	スギ、クロマツ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ	キリ、ケヤキ、ナラ、カエデ、クヌギ、ブナ、ウルシ、キハダ イヌエンジュ	

なお、定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選択すべきものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

植栽本数は、次表に示す本数を標準として、決定するものとする。

表4

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	中仕立て	2,400～ 3,000	スギ以外のその他の樹種については、林地の生産力、立地条件を考慮して定めるものとする。
キリ	中仕立て	200～ 1,000	
ウルシ	中仕立て	1,000～ 2,500	
広葉樹	中仕立て	4,000～10,000	

複層林化を図る場合の樹下植栽については、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽すべきものとする。

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局と相談の上、適切な植栽本数を判断すべきものとする。

イ その他人工造林の標準的な方法

人工造林は、次表に示す方法を標準として行うものとする。

表5

区 分	標準的な方法
地拵の方法	等高線に沿い、堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜等の崩壊の危険性がある箇所については、生木棚積地拵えを行い、林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植え付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	植栽時期は、苗木の生理的条件を考慮し、春と秋の2回とする。春植えの適期は消雪後～6月中旬までとする。消雪後すぐ乾燥期に入る地域については秋植がよいが、秋植の適期は根の活動が止まらず年内に活着可能な時期として10月中旬までとし、寒冷な場所ほど早めに植栽する。

(3) 伐採跡地の人工造林を更新すべき期間

次表に示す期間内に、できるだけ早期に更新を完了するものとする。

表6

伐 採 跡 地 の 更 新 す べ き 期 間	<p>森林資源の積極的な造成と林地の荒廃を防止及び森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、皆伐については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施するものとする。</p> <p>また、択伐によるものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施するものとする。</p>
----------------------------	--

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

表7

区 分	樹種名 (針葉樹)	樹種名 (広葉樹)	備考
天然更新の対象樹種	クロマツ、アカマツ スギ、ヒノキ、カラマツ	クヌギ、ブナ、ミズナラ、ケヤキ、 ナラ、キリ、カエデ、クヌギ、 ウルシ、キハダ、イヌエンジュ	

(2) 天然更新の標準的な方法

気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して、下記に示す方法を標準として行うものとする。

ア 天然更新の標準的な方法

- (ア) 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により、更新が阻害されている箇所について、かき起こし、枝状整理等の作業を行い、種子の定着及び発育の促進を図る。
- (イ) 刈り出しについては、ササ等の下層植生により、天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い、成長の促進を図る。
- (ウ) 植え込みについては、天然稚幼樹等の成育状況を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所について、必要な本数を植栽する。なお、目的樹種の妨げとなる不要木については、早めに除去する。

表8 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数 想定される本数	備考
クロマツ、アカマツ、スギ、カラマツ、クヌギ、ブナ、ミズナラ、ケヤキ、ナラ、キリ、カエデ、クヌギ、ウルシ、キハダ、イヌエンジュ	3,000本/ha	伐採後5年以内に 成立を確認

表9 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、更新が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の定着及び発育の促進を図る。
刈り出し	ササ等の下層植生により、天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い、成長の促進を図る。
植え込み	天然稚幼樹等の成育状況を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所について、必要な本数を植栽する。なお、目的樹種の妨げとなる不要木については、早めに除去する。
芽かき	芽かきは、伐採後3年間程度は自然淘汰にまかせ、伐採後4～8年目頃に優勢なものを1株3～5本程度残し、それ以上はかきとる。

イ その他天然更新の方法

特になし

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

表 1 0

伐採跡地の天然更新すべき期間	森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内に天然更新を図るものとする。更新状況は、伐採後5年以内に更新完了基準を用いて確認を行うものとする。更新が完了していない場合は、必要に応じて植栽や天然更新補助作業を実施するものとする。
----------------	---

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

表 1 1

森林の区域	備 考
全域の人工林に係る森林及び人工造林地の伐採跡地を対象とする。ただし、種子を供給する母樹が存する森林等であって、天然更新が期待されるものについてはこの限りではない。	個々の森林の所在は森林簿による。

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合 1の(1)による。

イ 天然更新の場合 2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるに当たり、天然更新の対象樹種の立木が伐採後5年経過した時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を次のとおり定める。

表12

樹種	生育し得る最大の立木の本数 として想定される本数	備考
クロマツ、アカマツ、スギ、カラマツ、 クヌギ、ブナ、ミズナラ、ケヤキ、 ナラ、キリ、カエデ、クヌギ、 ウルシ、キハダ、イヌエンジュ	約10,000本/ha	伐採後5年以内に 立木度3以上であること

※ 立木度とは、“現在の林分の本数”を“当該林分の林齢に相当する期待成立本数”で除し、
十分率により表すもの。

(参考) 立木度 = 現在の林分の本数 ÷ 当該林分の林齢に相当する期待成立本数

$$(3) \div (10,000 \text{本/ha}) \div (3,000 \text{本/ha})$$

5 その他必要な事項

造林事業については、国庫補助事業の積極的な活用を推進する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次表に示す内容を標準として、森林の立木の成育の促進及び利用価値の向上を図り、気象害及び病虫害等から育成林木を守り健全な林分に保つため、森林の立木の成長度合い等を勘案し、適切な時期、方法により実施するものとする。

表13

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な 林齢(年)				標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目		
スギ	育成単層林施業 (小雪地帯) (多雪地帯) (豪雪地帯)	3,000	20	30	40	60	<p>間伐は林冠が、うっ閉し、林木相互間に競争が生じ始めた時期に開始するものとする。標準的には20～60年生の4回とし本数間伐率は地位に応じて</p> <p>初回 13～27% 2回目は11～23% 3回目は15～32% 4回目は10～21%</p> <p>の範囲内で実施する。</p> <p>地位の良否、植栽本数の多少、生産目標等により時期、回数、間伐率等を調整すること。また、間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう、形質不良木等に偏ることなく行うこと。さらに急激な環境の変化を防止するため、林縁部の林木を残すなどの措置を講ずること。</p>	

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育は、次表に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘察し、適切に実施するものとする。

表14

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数														標準的な方法	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13 ～ 19	20 ～ 30		
下刈り	スギ	1	1	2	2	2	1	1	1	必要に応じ						下刈りは、植栽木が下草に被圧されるのを防ぐため、下草より抜け出るまで行う。植生の繁茂状況に応じ適切な時期及び作業方法により行う。実施時期は、植栽木の成長が最盛期となる直前とし、6月～7月頃を目安に行う。	
雪起し	スギ			必要に応じ	1	1	1	1	1	1	必要に応じ						積雪圧による倒伏木を、支え木や縄等を使用し雪解け後(30日以内)の回復力が低下しない時期に行う。
つる切り	スギ														1	下刈・除伐時に併せて行う等適時、適切に実施するが、成長を阻害するつる類のすべてを除去する。	

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数												標準的な方法		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13 ～ 19	20 ～ 30	
除伐	スギ														必要に応じて	林分が閉鎖、林木相互間に競争が生じる段階で、植栽木の成長に阻害となる雑木、損傷木、被圧木、曲木等樹幹の形質等に欠点のある林木を中心として除去するものとし、自然条件、林木相互の配置状況によって方法、程度を考慮する。時期は成長の最盛期に当たる6～8月頃を目安とする。
枝打ち	スギ														必要に応じて	無節柱材など林分に応じて適宜実施する。枝打ち幅は概ね2.5m行い枝打ち高は下記を標準とする。 第1回目 枝下高 3.0m 第2回目 枝下高 5.0m 第3回目 枝下高 9.0m
鳥獣害防止対策	スギ	必要に応じて												森林施業と一体的に防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行う。		

3 その他間伐及び保育の基準

局所的な立地条件に応じて実施すべき間伐及び保育の基準は定めないが、立木の成長度合い等を勘案し、適切に実施するものとする。

4 その他必要な事項

要間伐森林の所在並びに実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項

要間伐森林として位置づけた森林については、「要間伐森林である旨、並びに当該森林において実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対し通知し、適正な森林状態へ誘導するものとする。

(要間伐森林の一覧は、参考資料に記載)

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、山形県森林資源保全条例に定める水資源保全区域等の水源涵養機能に関する法令により指定されている区域や、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池や湧水地や溪流等の周辺に存する森林・水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を表16により定める。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、主伐の時期を標準伐期齢 + 10年以上（伐期齢60年以上）とし、森林の区域については表16により定める。

(2) 森林の有する土地に関する災害の防止、及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の（ア）～（ウ）の森林など、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を表16により定める。

（ア） 森林の有する土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能の維持増進を図る森林

土崩、土流、なだれ、落石保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れのある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

（イ） 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

飛砂・潮害・風害・雪害・霧害・防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、風害・霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林

(ウ) 保健機能の維持増進を図る森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林等の国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、希少野生動植物の生育・生息地、保健文化機能の評価区分が高い森林

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のための有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

また、アの(ア)から(ウ)に掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めるものとするが、公益的機能を特に発揮しなければならない森林については、択伐による複層林施業を推進し、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の2倍以上(伐期齢100年以上)ただし、当該森林について森林経営計画をたて適正に施行管理される森林については、伐期齢を80年以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとし、それぞれの森林の区域については表16により定める。

2 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

材木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体とし森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材等生産機能の維持増進を図る森林を表15により定める。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等の林産物を持続的・安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法は、Ⅱの第1の1によるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を促進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

表15

区分	森林の区域	面積(ha)	
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	酒田 45～47 八幡 12～14. 62. 69 平田 12. 13	145	
土地に関する災害の防止、 土地の保全の機能、快適な 環境の形成の機能又は保健 機能の維持増進を図るため の森林施業を推進すべき森 林	土地に関する災害の防止、土地 の保全の機能の維持増進を図る ための森林施業を推進すべき森 林	酒田 48. 49. 53～55 八幡 2～4. 6. 8. 9. 12. 15～17. 23～31. 33～47. 49. 50. 56～ 59. 61～70. 72～83 平田 1～6. 10～16. 20～26. 28～30. 32. 35～39. 41. 43. 44. 46 ～49. 52～57. 62～70. 72～79. 82～85. 89～97 松山 1～4. 7～9. 12. 14～25. 30. 31. 34～40. 44	2,862
	快適な環境の形成の機能の維持 増進を図るための森林施業を推 進すべき森林	酒田 1～41. 57	762
	保健文化機能の維持増進を図る ための森林施業を推進すべき森 林	八幡 18. 79 平田 48 松山 5. 13. 14	394
木材等生産機能の維持増進を図る森林	酒田 42～56 八幡 4～6. 9～17. 22～27. 29～36. 40～49. 51～59. 62～78. 81～83 平田 6. 10～13. 16～29. 31～37. 39～ 42. 45. 46. 49～62. 64. 66～69. 71 ～97 松山 1～6. 8. 10. 11. 14～19. 21～24. 26～38. 40～44	6,778	

表 1 6

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	酒田 45～47 八幡 12～14. 62. 69 平田 12. 13	145
土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業推進すべき森林	酒田 48. 49. 53～55 八幡 2～4. 6. 8. 9. 12. 15～17. 23～31. 33～47. 49. 50. 56～59. 61 ～70. 72～83 平田 1～6. 10～16. 20～26. 28～30. 32. 35～39. 41. 43. 44. 46～ 49. 52～57. 62～70. 72～79. 82～85. 89～97 松山 1～4. 7～9. 12. 14～25. 30. 31. 34～40. 44	2, 862
	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	酒田 1～41. 57	762
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	八幡 18. 79 松山 5. 13. 14	394
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	八幡 18	79

3 その他必要な事項

該当なし

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 作業路網の整備に関する事項

- (1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

効率的な森林施業を実施するため、林道や林業専用道、森林作業道など一般車両や林業機械が走行する路網については、林地の傾斜や木材の搬出方法に適した整備を行い、簡易で耐久性のある路網と高性能林業機械を組み合わせ、低コスト搬出が可能となる作業システムを構築するものとする。

なお、路網密度の目標は次表のとおりとする。

表17

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	100以上	50以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	75以上	40以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60以上	25以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上	5以上

注1：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集材、運搬するシステム。フォワーダ等を活用するものとする。

注2：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集材、運搬するシステム。タワーヤード等を活用するものとする。

さらに、路網の整備は、集約化した森林施業などの推進のためにも不可欠である。このため、林業専用道等の開設にあたって、集約化によって効率的な森林施業を推進すべき区域として「路網整備等推進区域」を次表のとおり設定する。

表18

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
Y1	30	草刈台	200	6	八幡
		上草津	2,930	④	
		〃	170	⑤	
M1	10	長四郎山	500	26	松山
		山寺	590	⑨	
		〃	370	⑩	

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

(ア) 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第60号林野庁長官通知）を基本として、山形県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

(イ) 基幹路網の整備計画

酒田市に関する基幹路網について、地域森林計画に記載されている基幹路網の開設・拡張に関する計画について次表のとおりとする。

表19-1【酒田】

開設/拡張	種類	(区分)	位置 (字、林班等)	路線名	延長(km) 及び箇所数	利用区 域面積 (ha)	前半5カ 年の計 画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		始点 29-イ 終点 29-イ	大平2号	0.5	30		1	
〃	〃		始点 42-イ 終点 42-イ	秋刈沢	1.0	50		2	
〃	〃		始点 51-イ 終点 51-ロ	泉森	1.0	50		3	
〃	〃		始点 55-ハ 終点 55-イ	上坂	1.2	50		4	

〃	〃	始点 51-イ 終点 51-ロ	願瀬山	0.5	30	5	
酒田市(酒田地域)			5路線	4.2km			

表19-2【八幡】

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長(km) 及び箇所 数	利用区 域面積 (ha)	前半5カ 年の計 画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		始点 13-イ 終点 14-ロ	草刈台	0.2	50	○	6	
〃	〃		始点 80-イ 終点 80-イ	寺田	0.3	59	○	7	
〃	〃		始点 66-イ 終点 64-イ	大木谷地	0.3	18	○	8	
〃	〃		始点 36-イ 終点 35-ロ	福山麓山	0.2	66	○	9	
〃	〃		始点 13-イ 終点 14-ロ	西前貝	0.5	30		10	
〃	〃		始点 71-イ 終点 70-イ	堂見沢高森	0.8	45		11	
〃	〃		始点 70-イ 終点 71-イ	五台沼	0.4	30		12	
〃	〃		始点 73-イ 終点 73-イ	大平沢小平沢	0.9	30		13	
〃	〃		始点 71-イ 終点 71-イ	大平沢堂見沢	0.5	30		14	

〃	〃		始点 75-イ 終点 74-イ	日潟小平沢	1.5	80	15	
〃	〃		始点 33-イ 終点 41-イ	蛇場見安宝山	2.1	150	16	
〃	〃		始点 31-イ 終点 30-イ	安宝山滝山	1.7	100	17	
〃	〃		始点 30-イ 終点 22-イ	安宝山	1.9	120	18	
〃	〃		始点 49-イ 終点 51-イ	二夕子貝沢	1.0	80	19	
〃	〃		始点 51-イ 終点 48-イ	東前貝	1.1	80	20	
〃	〃		始点 27-口 終点 27-ハ	赤剥泥沢	1.4	100	21	
〃	〃		始点 34-イ 終点 22-イ	福山新出	2.5	150	22	
〃	〃		始点 8-イ 終点 9-口	萩ノ台大台	1.6	100	23	
〃	〃		始点 12-イ 終点 12-イ	上草津数河	0.7	80	24	
〃	〃	林業 専用道	始点 53-イ 終点 53-イ	酒田1号	0.5		25	
酒田市（八幡地域） 20路線 20.1km								

表19-3【松山】

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長(km) 及び箇所 数	利用区 域面積 (ha)	前半5カ 年の計 画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		始点 19-イ 終点 19-イ	長四郎山	0.5	27	○	26	
〃	〃		始点 33-ハ 終点 33-イ	上北目	0.5	33	○	27	
〃	〃		始点 35-イ 終点 35-イ	成興野1号	0.7	30		28	
〃	〃		始点 38-イ 終点 38-イ	成興野2号	1.5	50		29	
〃	〃		始点 33-イ 終点 40-イ	蘭	3.7	200		30	
酒田市(松山地域)				5路線	6.9km				

表19-4【平田】

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長(km) 及び箇所 数	利用区 域面積 (ha)	前半5カ 年の計 画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		始点 90-イ 終点 90-イ	下山	2.0	57	○	31	
〃	〃		始点 48-イ 終点 50-イ	長根山	3.0	56	○	32	
〃	〃		始点 39-イ 終点 39-イ	宮の平	0.9	70	○	33	
〃	〃		始点 28-イ 終点 26-イ	東沢	1.5	136	○	34	

〃	〃	始点 33-イ 終点 40-イ	桂沢	0.9	95	○	35
〃	〃	始点 14-イ 終点 15-イ	円道1号	0.5	30		36
〃	〃	始点 29-イ 終点 29-イ	宗右エ門	1.5	40		37
〃	〃	始点 32-イ 終点 32-イ	小槌山	1.0	30		38
〃	〃	始点 58-イ 終点 58-イ	椿沢	0.5	30		39
〃	〃	始点 76-イ 終点 76-ロ	下山田	1.0	40		40
〃	〃	始点 81-イ 終点 82-イ	ウバ沢	1.3	50		41
〃	〃	始点 86-イ 終点 86-イ	猫沢	1.0	30		42
〃	〃	始点 37-イ 終点 37-イ	宮の平2号	0.9	50		43
酒田市 (平田地域)			13路線	16km			
酒田市小計			43路線	47.2km			

表20-1【八幡】

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長(km) 及び箇所 数	利用区域面 積 (ha)	前半5カ 年の計画 箇所	備考
拡張	自動車道		始点 升田 国有林22 終点 升田 国有林22	手代奥山	0.5	433	○	
〃	〃		始点 36-イ 終点 36-イ	麓山	0.9	52	○	
〃	〃		始点 70-イ 終点 71-イ	堂見沢	0.8	85	○	
〃	〃		始点 72-イ 終点 73-口	大平沢内山	0.8	69	○	
〃	〃		始点 78-イ 終点 83-イ	大長峯	0.8	35	○	
〃	〃		始点 35-ハ 終点 35-イ	福山	0.5	58	○	
〃	〃		始点 55-口 終点 54-イ	小芦沢	0.5	70	○	
〃	〃		始点 4-イ 終点 5-イ	不動沢支線	0.4	39	○	
〃	〃		始点 4-イ 終点 4-イ	不動沢分線	0.5	30	○	
〃	〃		始点 31-イ 終点 45-イ	滝山	1.9	55	○	
〃	〃		始点 57-イ 終点 58-イ	塚沢	0.5	80	○	

〃	〃	始点 48-イ 終点 47-イ	二夕子	0.8	24	○
〃	〃	始点 29-イ 終点 29-イ	赤剥	0.5	14	○
〃	〃	始点 81-イ 終点 81-イ	平沢	0.8	37	○
〃	〃	始点 45-イ 終点 45-イ	大蔵	0.2	14	○
〃	〃	始点 75-イ 終点 75-ハ	日湯	0.6	49	○
〃	〃	始点 37-イ 終点 37-イ	常禅寺	0.9	151	○
〃	〃	始点 69-口 終点 70-イ	草田君畑	1.5	275	○
〃	〃	始点 44-イ 終点 28-イ	大蔵赤剥	3.7	263	○
〃	〃	始点 65-口 終点 64-イ	中台姥ヶ沢	1.2	75	○
〃	〃	始点 46-イ 終点 46-イ	黒沢	0.5	50	○
〃	〃	始点 12-イ 終点 12-イ	上草津	0.4	67	○
〃	〃	始点 66-イ 終点 67-イ	熊沢	0.4	152	○

〃	〃		始点 72-イ 終点 25-イ	大平沢丸山	1.5	406	○	
〃	〃		始点 升田 国有林33 終点 升田 国有林22	奥山	0.1	241	○	
酒田市（八幡地域） 25路線 21.2km								

表20-2【松山】

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長(km) 及び箇所 数	利用区域面 積 (ha)	前半5カ 年の計画 箇所	備考
拡張	自動車道		始点 4-イ 終点 7-イ	早坂	3.1	64	○	
〃	〃		始点 25-イ 終点 25-イ	白ヶ沢	0.4	98	○	
〃	〃		始点 22-イ 終点 23-イ	釣網沢	1.1	90	○	
〃	〃		始点 34-イ 終点 34-イ	界沢	0.9	75	○	
〃	〃		始点 90-イ 終点 90-イ	箕輪	1.0	69	○	
酒田市（松山地域） 5路線 6.5km								

表20-3【平田】

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長(km) 及び箇所 数	利用区域面 積 (ha)	前半5カ 年の計画 箇所	備考
拡張	自動車道		始点 52-イ 終点 63-イ	東部	5.3	202	○	

〃	〃	始点 72-イ 終点 25-イ	大平沢丸山	1.4	327	○	
〃	〃	始点 68-イ 終点 71-ロ	東部2号	2.6	92	○	
〃	〃	始点 88-イ 終点 86-イ	百合沢	1.5	45	○	
〃	〃	始点 山元 国有林103 終点 山元 国有林107	山元	9.0	837	○	
酒田市（平田地域）			5路線	19.8km			
酒田市小計			35路線	47.5km			

イ 細部路網の整備に関する事項

(ア) 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網整備する観点等から山形県森林作業道作設指針により開設する。

(イ) その他必要な事項

特になし

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」、「民有林林道台帳について」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(4) その他必要な事項

該当なし

2 その他森林の整備のために必要な事項

※ 参考資料

(1) 森林資源の現況等

ア 基幹路網の現況

表2 1

区 分	路線数	延長 (km)	備 考
基幹路網	77	149,553	
うち林業専用道	—	—	

参考：山形県林道台帳（平成24年3月31日現在）

イ その他：細部路網の現況

表2 2

区 分	路線数	延長 (km)	備 考
森林作業道	121	64.9	

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林の経営の受委託等を担う森林組合や林業事業者の育成を図り、不在森林所有者を含めた森林所有者への働きかけや施業の集約化に取り組む者に対する長期の施業の受委託等に必要な情報の提供や助言、斡旋や森林組合等、森林所有者の代表者、事業者などで構成する協議会などにより合意形成を図るものとする。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

意欲ある森林組合等の林業事業者への施業等の集約化を図るため、森林組合等による施業の長期受委託を促進するものとする。その際、長期的な施業受委託が円滑に進むよう、森林所有者等への情報提供と施業方法やコストを明示する提案型施業の普及及び定着を促進するものとする。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

今後間伐等の適切な整備及び保全や施業の受委託を推進するための条件整備として、境界の保全等により適切な森林管理を進めるものとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林の所有状況は民有林13,560haのうち私有林12,087haで民有林全体の89.1%である。その保有形態は、小規模の林家が大多数を占め、極めて零細である。

こうした保有形態では、森林施業の共同化に関し森林所有者においてその認識が十分とは言えない状況である。そのために、国・県・市・森林組合が中心となり、森林施業を共同して行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、森林所有者間や森林組合等の施業の共同化を推進する。

今後、森林整備の必要性や林業に関する理解等の啓発を積極的に図り、適正な森林施業の確保と森林組合等による、施業の受委託を推進し安定的事業量の確保に努めるものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本市で、林家個人で森林施業を計画的かつ合理的に実施し良質材の生産を目指すことは困難である。このため施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要がある。

そのため、次表に掲げる森林施業共同化重点実施地区を設定し、施業実施協定の締結を促進し、高密作業路網の早期かつ計画的な整備、造林、保育及び間伐等の森林施業を、地区単位での施業及び森林組合への委託等により、計画的かつ効率的な森林施業を推進するものとする。

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等の開催・参加を呼びかけ、森林の機能及び森林管理の重要性を認識させるとともに、林業経営への参加意欲の拡大を図る。また、集団施業を推進するため、施業実施協定への参加を促すなど啓発活動を強め、森林組合を実施主体とした森林経営計画を推進し、森林所有者の意向を十分反映させるとともに、森林所有者間の連帯意識の向上を図る。不在村者の参加は、森林整備の啓発を行いながら施業への理解、協力、参加を呼びかけ、施業協定等の締結を推進するものとする。

○ 森林施業共同化重点的实施地区の設定計画

表23-1 【酒田】

地区の名称	地区の所在		区域面積	対図番号
東平田北部	生石・北沢	42 ～ 47 林班 54 ～ 56 林班	609 ha	◇1
東平田南部	生石・北沢	48 ～ 53 林班	416 ha	◇2

表23-2【八幡】

地区の名称	地区の所在		区域面積	対図番号
黒川	下黒川・上黒川	1 ~ 7 林班	315 ha	◇3
草津	上黒川・草津	8 ~ 11 林班	217 ha	◇4
下向	草津・升田	12 ~ 14 林班	155 ha	◇5
上向	升田	15 ~ 20 林班	545 ha	◇6
泥沢	升田・泥沢	21 ~ 26 林班	322 ha	◇7
赤剥	泥沢・赤剥・新出	27 ~ 30 林班	221 ha	◇8
新出	新出・福山	31 ~ 35 林班	316 ha	◇9
常禅寺	麓・常禅寺	36 ~ 40 林班	246 ha	◇10
滝山	大蕨	41 ~ 44 林班	277 ha	◇11
大蕨	大蕨	45 ~ 47 林班	259 ha	◇12
芦沢	大蕨・北青沢	48 ~ 56 林班	349 ha	◇13
青沢	北青沢・上青沢	57 ~ 59 林班	291 ha	◇14
東山	上青沢	60 ~ 67 林班	478 ha	◇15
尾台	上青沢・下青沢	68 ~ 69 林班	194 ha	◇16
堂見沢	下青沢	70 ~ 73 林班	226 ha	◇17
山添	下青沢・麓・常禅寺	74 ~ 78 林班	306 ha	◇18
寺田	市条・寺田・北平沢・ 南平沢	79 ~ 83 林班	295 ha	◇19
合計	17地区		5,012 ha	

表23-3【松山】

地区の名称	地区の所在		区域面積	対図番号
内郷	上北目、上餅山、茗ヶ沢、土淵、松嶺	1～12林班	369 ha	◇20
松嶺	松嶺、山寺	15～21林班	344 ha	◇21
白ヶ沢	山寺、大沼新田、白ヶ沢	22～31林班	421 ha	◇22
地見興屋	白ヶ沢、地見興屋、成興野	32～37林班	285 ha	◇23
成興野	成興野、柏谷沢	38～44林班	394 ha	◇24
計			1,813 ha	

表23-4【平田】

地区の名称	地区の所在		区域面積	対図番号
西山	山谷	9～15林班	371 ha	◇25
土沢	北俣	18～20林班	238 ha	◇26
西沢	北俣	21～26林班	408 ha	◇27
東沢	北俣	27～30林班	286 ha	◇28
向山	北俣	31～35林班	259 ha	◇29
石鉢山	中野俣	36～41林班	278 ha	◇30
白石沢	中野俣	42～45林班	198 ha	◇31
高楯	中野俣	46～50林班	291 ha	◇32
赤田沢	中野俣	51～58林班	351 ha	◇33
音見	田沢	59～64林班	336 ha	◇34
奥山	楯山	65～70林班	281 ha	◇35
水上	山元	71～77林班	273 ha	◇36

木 落	山 元	78 ～ 83 林班	335 ha	◇37
猫 沢	小 林	84 ～ 88 林班	264 ha	◇38
滝ノ平	西坂本	89 ～ 97 林班	321 ha	◇39
合 計			4,490 ha	

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業を実施する場合には、以下の事項に留意するものとする。

- ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
- イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。
- ウ 共同施業実施者の一がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実行性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実行性を担保するための措置について明確にしておくこと。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、対象となっている林家の多くが農業との複合経営であり、木材価格の低迷等による林業経営意欲の低下から、全般的に積極的な姿勢が見られず、林業労働者の減少、高齢化が進んでいるため、経営が困難な状況にある。経営規模は零細で、林業からの定期的な収入を得ることは難しく、新規林業就業者はほとんどいない現状にある。

林家等の林業経営意欲を向上させ、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を図るため、森林施業の共同化及び合理化の推進とともに林道、作業路等の路網整備による生産コスト及び労働強度の低減を図ることとする。今後の林業の発展には、関係機関等が一体となって地域林業の担い手の育成・確保に努めるため各種林業施策の積極的な導入、地域との連携、情報の提供や各種研修会等の実施など、林業従事者の育成を図ることが必要である。

さらには、森林施業の中核的役割を果たす森林組合をはじめとする林業事業体の経営体質の強化を図り、高性能林業機械の導入による作業の合理化及び効率化による労働生産性の向上を図り、それに従事する者の質的向上に努め、労働環境の整備を推進することが必要である。

(1) 林業労働者の育成

林業従事者の就労状況は、季節的制約が大きく間断的で農業との兼業労働が多いこともあり、年間就労日数も少なく、通年雇用や安定化が強く求められている。そのため社会保険への加入促進を図ることや、事業体の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、さらに林業従事者の各種研修会への参加による技術の向上に努め、資格等の取得を推進する。通年の事業量の確保も課題であり、森林組合への森林施業の受委託を積極的に推進する。

(2) 林業後継者等の育成

林業後継者や既存林業グループの育成と、経営意欲の向上を図るために、各種林業補助施策について検討し、林業の活性化を図るとともに、間伐・枝打展示林等の認定林を活用し林業技術指導や各種林業教室等の研修会を積極的に開催することとする。また、県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、市、森林組合及びさかた木づかい夢ネット等で木材消費の開拓に努めることとし、魅力ある林業経営の環境整備に努めることとする。

(3) 林業事業体の体質改善の方策

平成20年4月1日に、酒田・遊佐・飽海地方の3森林組合が合併し、本市の林業の中核的な担い手として北庄内森林組合が誕生した。今後各種林業施策を積極的に導入し、他林業事業体との連携を強化し、森林組合が地域の森林管理の主体として安定した経営を行えるよう体質を改善していくこととする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るために、林業の機械化は必要不可欠である。このため、今後は、林道等路網の整備と合わせて傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入を推進することとする。また、講習会等を計画的に実施し、機械操作者の養成の推進を図ることとする。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

林業機械の促進方向を踏まえ、高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を次表に示すとおり設定する。

表24

作業の種類		現状 (参考)	将来
伐倒 造材 集材	緩傾斜	チェーンソー スキッド 林内作業車 グラップル	チェーンソー ハーベスタ プロセッサ グラップル フォワーダ
	急傾斜	チェーンソー 林内作業車 集材機	チェーンソー スイングヤーダ タワーヤーダ プロセッサ フォワーダ
造林 保育 等	地拵	人力・刈払機 チェーンソー	人力・刈払機 チェーンソー
	下刈	人力・刈払機	人力・刈払機
	枝打	人力・動力枝打機	リモコン式自動枝払機
	間伐	チェーンソー	チェーンソー
	除伐	チェーンソー	チェーンソー・刈払機

(3) 林業機械化の促進方策

林業機械は非常に高価なため、林業機械の共同利用体制の整備が必要である。高性能機械の導入については、庄内流域の地形、作業条件等に配慮した機械作業システム、オペレーター養成、作業量の確保な

ど広域調整を図りつつ、林業機械の共同利用及び作業システム化の確立を推進するとともに路網整備に努めることとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

今後は、伐期を迎えた森林等の豊富な資源を活かし、地元材の使用、地元材を活かした住宅の推進など積極的に地元林産物の利用促進を図っていく。

生産された素材は、平田地区にある庄内木材流通センターを木材流通の拠点として有効に活用し、森林所有者、森林組合、素材生産者等一体となって素材集出荷体制の整備に努めていく。

また、平成23年度からは、協同組合やまがたの木乾燥センターによる高周波乾燥施設が稼働し、東北初の平角（梁・桁）乾燥が可能となるなど、市場が求める高品質な木材製品の供給体制が整った。

このことから、施主の要望に対応できる良質な素材生産等を推進し、庄内の森林から始まる家づくりネットワーク及びさかた木づかい夢ネットの取組を重視しながら、地元産材の利用促進を図っていく。

また、東日本大震災以降、環境に配慮した再生可能エネルギーの重要性が高まっていることから、木質バイオマス燃料としての地域材の利活用について検討を進めていく。

このほか、特用林産物のうち、栽培の盛んな生しいたけについては、生産者、農業関係団体等との連携しながら、原木、ほだ木の安定供給、経営の共同合理化、生産量の増大、品質の向上に努め、生産振興を図ることとする。これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し、利用方法を開発することにより、地域特産品の振興を図るととする。

○林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

表25-1【酒田】

施設の 種類	現 状 (参考)			計 画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材工場	市 内	—	△1~△4	/			
人工乾燥施設	宮 海	1棟	△5				
なめこ発生舎	広 野	1棟	△6				

表25-2【八幡】

施設の 種類	現 状 (参考)			計 画			備 考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
製材工場	大 蔵	1,700 m ³	△7	/			
	市 条	2,900 m ³	△8				
	市 条	12,200 m ³	△9				
	法連寺	1,300 m ³	△10				
	法連寺	1,500 m ³	△11				
	北仁田	2,500 m ³	△12				
しいたけ発生舎	寺 田	6 棟	△13				
	下黒川	4 棟	△14				
	北青沢	2 棟	△15				
なめこ発生舎	泥 沢	1 棟	△16				

表25-3【松山】

施設の 種類	現 状 (参考)			計 画			備 考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
しいたけ 栽培施設	土 渕	1 棟	△17	/			
農産加工施設	松 嶺	1 施設	△18				

表25-4【平田】

施設の 種類	現 状 (参考)			計 画			備 考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
庄内木材流通 センター	砂 越	5,900 m ³	△19	/			

4 その他必要事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし。

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし。

2 その他必要な事項

該当なし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

森林の保護及び管理については、適切な間伐等の実施、保護樹林帯の設置、広葉樹や針広混交林等の造成等により、病虫害、鳥害虫、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を把握し、状況に応じ適期に適切な保護を行うものとする。

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策について松くい虫やナラ枯れ等の早期発見に努め、総合的かつ計画的に被害対策を推進するとともに、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力・参加が得られるよう、普及啓発に努めるものとする。

また、市民生活に密着した機能を持つ庄内海岸の砂丘林については、防風・飛砂防備機能を確保するため、薬剤材散布と特別伐倒駆除による質の高い防除対策を実施するものとする。

ア 松くい虫被害対策の方針

松くい虫被害対策については、関係機関と連携を図りながら、地区保全森林に重点を置いた防除対策を推進する。また、地域の自主的な防除活動の推進を図るとともに、被害状況などに応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の促進を図るものとする。

(ア) 松林区分に応じた効果的な被害対策の実施

① 高度公益機能森林（知事指定）

保安林及びその他公益的機能が高い松林においては、特別伐倒駆除、伐倒駆除及び地上散布等の防除を徹底するものとする。

② 被害拡大防止森林（知事指定）

高度公益機能森林への著しい被害の拡大を防止するため、計画的な樹種転換が完了するまでの間、伐倒駆除等の対策を徹底するものとする。

③ 地区保全林（市長指定）

松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害拡大を防止することが可能な松林においては、高度公益機能森林に準じた防除を徹底するものとする。

④ 地区被害拡大防止森林（市長指定）

地区保全林への被害の拡大を防止するため、計画的な樹種転換を推進し感染源の除去を図るとともに、樹種転換が完了するまでの間、被害拡大防止森林に準じた対策を徹底する。

(イ) 松林の健全化

保全すべき松林において、被害の状況などを勘案した森林施業を実施し、健全な松林の育成、松林の機能維持を図るものとする。

(ウ) 樹種転換の実施

被害の甚大な松林及び標準伐期齢を超える松林について、保全すべき松林の飛込みを防止するため、植生の遷移も考慮しつつ、広葉樹などへの移行を図ることが適当な松林については、積極的にその移行を促進するものとする。

(エ) 松くい虫被害材の利用促進

森林組合、素材生産業者及びその他の事業者と連携し、松林の被害状況、伐採の動向、松材などの流通加工に関し適宜適切な情報交換を図りながら、松くい虫被害材の利用を促進するものとする。

イ ナラ枯れ被害対策の方針

関係機関とともに、被害監視から防除実行まで、連携を図りながら、新たな技術の導入も含め、被害の状況などに応じた適切な防除対策を実施するものとする。

特に景勝地の森林公園など守る必要のある重要なナラ林（以下「特定ナラ林」という。）に重点を置いた防除対策を推進し、特定ナラ林の継続的な保全を図るものとする。

特定ナラ林以外の区域では、被害のさほど進んでいないナラ林において、伐採木をチップやペレットにして害虫を駆除するとともに、ぼう芽更新を促し、被害の未然防止を図るものとする。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図り対処していくこととする。

3 林野火災の予防の方法

山火事等森林被害を未然に防止するため、森林巡視、山火事警備等を適時適切に実施するものとする。

4 森林病虫害の防除等のため火入れを実施する場合の留意事項

1団地における1回の火入れの対象面積は、2haを超えないものとする。なお、複数の火入れ地が隣接す

る場合には、いずれかの1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから、次の火入れを行うものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

表26

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備考
酒田47、50、51 八幡77、78 松山1～6、10、34～38 平田5	病虫害等の蔓延を防止するため	伐採方法：択伐 伐採後の造林の方法：広葉樹、天然更新 造林期間：H25～35

※ 病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採を促進することにつき、市が個別に判断するものとする。

(2) その他

森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護等に関しては、民有林・国有林間での情報共有など連携を図りながら効果的な推進に努めるものとする。

IV 森林保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）に基づき、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業かつ公衆の利用に供する施設（森林保健施設）の整備が行われる見込みのある森林については、設定なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採、その他の施業の方法

1により該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

1により該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成の際は、次に掲げる事項に十分留意し、適切に計画するものとする。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- (3) IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIの第2の森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
- (5) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定める。

表23-1【酒田】、表23-2【八幡】、表23-3【松山】、表23-4【平田】

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

海岸林のうち、松陵・宮海地区、十里塚地区については、住民参加による森林整備活動を支援しながら、地域住民の森林に親しむ憩いの場として位置付けた整備を図る。

万里の松原は、平成3年度から5年度にかけて、当時の酒田営林署（現、庄内森林管理署）が松陵・宮海地区の国有林において「生活環境整備事業」を実施し整備を行ったもので、現在、市民の最も身近な憩いの場として散策等に利用されており、飛砂防備等の森林の持つ公益的機能を学習するには好適な場所となっている。

数河の池及び五台沼周辺は生活環境保全林として遊歩道及び複層林などの整備をしており、これらを活用して都市との交流や地域の振興を促進できるよう適正な維持管理を実施していく。

さらに、森林の多様な機能と地域固有の農林産物や伝統文化等の地域資源を活かし、眺海の森を活用した体験・観光などの事業の展開を支援する。

○生活環境施設の整備計画

表27

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
健康増進施設 (万里の松原)	松陵・宮海	134ha	1	
林間遊具施設 (眺海の森)	宇外山越地内	1式	2	

3 森林の総合利用の推進に関する事項

飛島地区は、海と山に囲まれた自然豊かな観光地となっている。そのため、散策道の整備を図り、自然体験型の観光が楽しめるような森林整備に努める。

東平田地区の東山森林公園周辺にはスギ、アカマツ、広葉樹などの森林と多くのため池が存在し、優れた自然景観を有している。今後は間伐展示林・さかた市民認定林などを活用しながら、森林や湖沼、生息する動植物などの生態の学習や、自然とのふれあいの場として位置付け、森林の整備・活用を図る。

八森自然公園は、森林とのふれあいの場としての機能が期待されていることから、景観の維持向上等を図るための森林の整備育成を図るとともに、既存施設の適正な維持管理に努め、森林と一体となった利用の推進を図ることとする。

広く県民の憩いの場となっている眺海の森を始め、保健休養の場・森林とのふれあいの場として考えられる森林に関しては、その機能を損なうことなく、よりいっそうの充実を目指した整備に努める。その際は、自然景観等のみならず野生生物の生態系維持も考慮した整備にあたるものとする。

○ 森林の総合利用施設の整備計画

表28

施設の種類	現状 (参考)		将来		対図 番号
	位置	規模	位置	規模	
飛島自然環境保全林	飛島全域	236ha	該当なし		1
東山森林公園	東山地区	29ha	該当なし		2
八森自然公園	市条地区	50ha	該当なし		3
眺海の森	外山地区	14ha	該当なし		4

4 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

強風や飛砂から生活環境を守り、長い年月をかけて築き上げられた文化的遺産であるクロマツの美林を守ろうと「万里の松原に親しむ会」「庄内海岸のクロマツ林をたたえる会」などの森林ボランティア団体が発足し、自主的に森林整備活動を行っている。また、西荒瀬小学校・黒森小学校・十坂小学校においては、学習林の整備を行い、浜中小学校や松陵小学校はじめ多くの小中高では総合的な学習の一環として森林整備活動やその学習に取り組んでいる。

このように森林に関わるボランティア活動が活発化しており、関係団体間の定期的な情報交換のための連絡会議を開催しながら、地区での森林整備活動への支援を行うとともに、万里の松原地区での「環境美化活動」事業、飯森山地区での「砂防林を育てようボランティア」事業等を通じて、森林と共生する地域づくりを進める。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

田沢川は本市の重要な水源として役割を果たしている。地域住民団体等へ呼び掛け協力を得ながら、水源の森林造成への積極的な活動を推進する。

(3) 法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

該当なし

(4) その他

該当なし

5 その他 必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、国・県等の指導機関及び森林組合との連携を一層密にし、経営意欲の向上等に努める。

(2) 森林病虫害防除に関する事項

本市における松くい虫（マツノザイセンチュウ）の被害は、昭和54年に発生して以来、被害面積は増加の一途をたどり、被害拡大防止のための事業を実施してきた。

庄内地方の海岸林は先人たちの長年の努力により築き上げられ、これにより日本三大砂丘と言われる庄内砂丘でも、飛砂や強風による被害もなく稲作や砂丘地農業を営むことができている。この全国に誇れる庄内の海岸砂丘林を後世に残すためにも、適切な防除の実施により被害の拡大防止に努め、健全な松林の育成・保全を推進する。

また、砂丘林だけでなく、近年は市内全域に広がりつつあることから、全市域での被害拡大を防止する

ための施策を実施するものとする。

カシノナガキクイムシによるナラ枯れについては、近年出羽丘陵地帯の広葉樹林帯における深刻な被害が報告されているが、本市においては徐々に終息傾向にあることから、ナラ枯れの発生・被害状況に応じて適切な防除・駆除に努めることとする。

(3) 市有林等の整備

本市財産造成と林業経営の指標として優良な林分を維持増進するため、適正な保育管理と間伐等施業を実施する。分収造林については、森林管理署との綿密な連携を図り、育成整備を推進する。

また、茗ヶ山地区の広葉樹林地帯は、人工林率の高い本市にあつて貴重な地域であることから、自然林として位置づけ、野鳥の生息できる森林として、また環境保全、保健休養のできる森林エリアとして看板や散策道の設置及び保育施業を行い、環境整備を図る。

なお、市が所有する施設等の敷地内の山林については、できるだけ周辺の景観を乱すことがないように適正な整備に努めるものとする。

(4) 災害等の緊急時に備えた森林資源の把握と利活用

東日本震災以降、復興に要する建築資材等が不足し、これらの確保が課題となっている。

本市において地震、津波等の災害が発生し、家屋等の建築物に甚大な被害が及んだ場合に備え、資材等として活用するために緊急に運び出しできる森林資源の把握に努める。

また、災害が起こった場合、災害後の早期復興に資するため、関係機関、団体等との連携を図りながら、情報把握した森林を元に建築資材ほか復興に関し必要な地域産材の利活用を進めていく。